

『円山川のあるべき姿を求めて』

円山川河川整備計画（原案）の策定に向けて

円山川流域委員会からの意見と提言

本資料は、円山川流域委員会からの意見と提言を『円山川のあるべき姿を求めて』としてとりまとめたものであるが、文章、内容、構成とも確定したものではない。第 16 回流域委員会での審議結果を受けて変更されるものである。

平成 19 年 6 月

円 山 川 流 域 委 員 会

はじめに

わが国に限らず、多くの国において、河川は、人々の暮らしと不可分の存在であって、人間活動とともにその姿を変えてきたものであり、その整備・改修は、時々刻々変化する社会の要請に対応した様々な体制の下に進められてきたという歴史を有している。現在のわが国にあっては、河川法第16条の2で規定しているように、河川の整備に際して計画を立案・策定する場合、沿川・流域住民を含む多角的な意見を求め、それを活かした原案を作成することが、国民のニーズに的確に応える河川整備実現への道であろうということが普遍的に認識されているところである。住民からの貴重な意見を効果的に生かして、河川法で目指すところの総合的な整備計画づくりを実行するためには、住民らの意見を行政ルートに投げかけるだけでなく、様々な機会を通じ、また、そうした機会を設けて、積極的に意見を収集する努力が求められている。そのようにして、集まった意見を、技術者或いは行政の視点はもとより、より広い角度から検討する場が必要であり、その場でさまざまな角度から意見を取り上げて活かしていく方策を追求していくことが大切であると考えられる。各河川について組織されている流域委員会や名称は異なっても類似の委員会はそのような場として設けられたものであって、円山川流域委員会もその一つとして位置付けられている組織である。

河川法の規程を杓子定規に捉えれば、河川整備計画の立案は河川整備基本方針が策定された後に着手されるものになるが、平成9年5月27日の河川法改正に関わる国会審議においてなされた審議における河川局側の答弁「物が決まった上で示すということではなく」、「もともとの原案の段階で示し、関係住民の意見、学識経験者の意見をいただき」との主旨を受けて、当流域委員会は河川整備基本方針の策定を待たない状態で、学識経験者の意見を求める場として設立された。

すなわち、これからの河川整備が国民とともに国民のための川づくりを目指す以上、国民の声をどのように活かしていくか、直ちに検討を始めねばならないであろうとの基盤に立って、準備会議による開催準備が整った直後に設立された当流域委員会では、河川整備計画、および、それへの住民意見の反映のあり方について、適切・的確な意見を述べることために、情報の共有と認識の共通化から作業を開始してきた。その作業を通じて、まず、円山川はどのような川であるべきであるのか、本冊子の標題にもあるように『円山川のあるべき姿』を明らかにすることを目標と定め、それを河川整備計画に具体的に反映させるにはどのようにして行けばよいのかを様々な角度から議論・検討してきた。それがある程度煮詰まり、河川法で整備計画としてしなければならない事項として定められている内容の審議に移ろうとした平成16年秋の段階であつた台風23号の悲惨な災害を被ることになり、何人かのメンバーも大変な被害に見舞われた。

この台風23号による出水の規模は観測史上最大級を記録するに及び、当然河川整備計画やその前提となる河川整備基本方針の策定にも大きな影響と与えることとなった。同時に、国の基本システムの一つである災害復旧事業として、激甚災害特別緊急事業を含む緊急治水対策が実施される運びとなり、円山川が大きく変貌する時期を迎えることとなった。

一方でこの時期は、現在全国的な、それ以上に世界的な注目を浴びているコウノトリの野生復帰に向けた放鳥準備の最終段階とも重なり、豊岡盆地をエコミュージアムと捉え、わが国最大の

鳥類であるコウノトリの生息を支える自然環境の再生・創生、また、残されている環境の維持保全についても、豊岡盆地最大の水域環境である円山川の果たすべき機能の重要性が再認識されてきた時期ともなったところである。

このような円山川を巡る状況の中、当流域委員会では、上述のように、川と人々の暮らしとの繋がりの基本に立ち返って、そのあるべき姿を求めてきた。このような対象とした内容から考えてもその議論は尽きないところであるが、いつまでも議論のみを積み重ねても多様な価値観が尊重される現在、ただ一つの結論にたどり着ける可能性は皆無とはいえないまでも極めて困難な状況である。こうしたことから、これまでの議論を整理したものとして、この意見と提言を流域委員会の中間報告と位置付けてとりまとめるものである。中間報告としたのは河川整備計画の原案が示されていないことを鑑みたことによる。

なお、本委員会でこれまで議論された事項や、収集されてきた住民意見のうち、どうしても河川整備計画原案に反映させるべきではないかと委員会で合意が得られた事項に関しては、提言としての形でまとめるようにし、また、合意には至らなかったが、重要な意見や指摘であると多くの委員が考えたことを紹介しておくことも委員会の責務と考え、ここに示している。委員会の場は、その本来の性格上、傍聴の方からの意見陳述の時間は十分に確保することができなかったところではあるが、長期にわたり、委員会の活動に関心をいただき、様々なご意見をお寄せいただいた多くの方々に対し深甚の謝意を表す。

最後に、国民にとって、安全で安心、安らぎを味わえ、親しみを感じられる優れた環境の河川を実現するためには、国民の声を河川の事業や管理に、常に反映・活用していくシステムづくりとその維持が必要である。それは、誠実に一般の声を聞き、それらを淡々と川づくりに活かしていけば実現に近づくものと考えられ、河川情報が集約されてきた当委員会を含めて各地の流域委員会は、その一助を果たしうる現行組織の一つであり、今後もその活用が望まれることを付記しておきたい。

目 次

1 . 円山川流域委員会について	1
1.1 円山川流域委員会の目的	1
1.2 円山川流域委員会の開催概要	1
1.3 円山川流域委員会の構成	5
2 . 円山川の現状と課題	6
2.1 円山川の現状把握	6
(1) 流域と河川の概要（自然的・社会的側面）	6
(2) 円山川の流況特性（洪水と平水）	14
(3) 円山川直轄管理区間の治水	21
(4) 円山川直轄管理区間の利水	31
(5) 人の営みと円山川（主に直轄管理区間を対象として）	32
(6) 円山川直轄管理区間の景観	36
(7) 円山川直轄管理区間の自然環境	38
2.2 流域委員会で議論した主な課題	40
(1) 治水対策と自然環境	40
(2) 流域全体としての治水	41
(3) ソフト対策	43
(4) 平常時の川との接し方	43
3 . 円山川のあるべき姿とその実現を目指して	45
3.1 円山川のあるべき姿	45
3.2 円山川における河川整備のあり方について	47
(1) 水害に強い地域づくり	47
(2) 流域一貫とした計画	47
(3) 地域になじんだ川づくり	47
(4) 景観や豊かな自然環境の保全・再生	48
(5) 円山川らしさへの配慮	48
4 . 円山川の河川整備に関する意見と提言	49
4.1 住民が安全に、安心して暮らすために	49
(1) 直轄管理区間の治水のあり方について	49
河道掘削	49
堤防整備	50
内水対策	53
構造物の改築	54
ソフト対策	54
(2) 緊急治水対策について	57
(3) 円山川下流部における対策について	57
(4) 流域全体としての治水機能について	58

4.2 自然の恵みをおもい次世代に引き継ぐために	59
(1) 人の営みと円山川について	59
(2) 円山川の利用について	59
(3) 円山川の景観について	61
(4) 円山川の自然環境について	64
5 . 河川整備計画策定時の住民意見反映のあり方	66
5.1 意見を聴く関係住民の範囲	66
5.2 意見の聴取方法	66
5.3 周知・広報の方法	66
5.4 住民意見の反映において重要と考えられること	66
(1) 住民からの確な意見を聴取するための情報提供のあり方について	66
(2) 住民からの意見を整備計画に反映する過程とその結果の明示について	67
6 . まとめ	69